

第73回市町村職員を対象とするセミナー

【シンポジウム】

「どのように相談支援体制を整備するか、自立支援協議会をどう活用するか」

—相談支援事業所と自治体の共同の仕方— 資料

ぱあとなあ相談支援事業所 における活動から

平成20年7月23日(水) 秋田県湯沢市 ぱあとなあ相談支援事業所 長沼敏幸

当事業所の概要

- 平成17年4月施設開所以来、自主事業で主に身体障がい者を中心に相談支援事業を開始。平成18年10月～障害者自立支援法に基づく市町村地域生活支援事業（湯沢市）受託。以降、障がいを問わず相談支援を開始している。
- 現在の相談体制：3名（平成19年4月～）
 - 1：主任相談員（事業所管理者、重度包括支援事業管理責任者兼務、有資格：介護福祉士・保育士・介護支援専門員）
 - 2：相談員（就労継続支援B型サービス管理責任者兼務、有資格：社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員）
 - 3：看護師（生活介護サービス管理責任者兼務、有資格：正看護師・介護支援専門員）
- 【平成20年6月実績】 計156件 *施設利用者の相談含む
 - ◎身体障がい:88件 知的障がい:31件 精神障がい:30
 - その他:7 （156件中児童19件）
 - ◎湯沢市:124件 その他の市町村:32件 *新規13件
 - *福祉サービスについての相談対応が95件で最多
- その他、障害程度区分認定調査業務を受託

当事業所における市町村相談支援事業の委託状況の変化

平成20年度

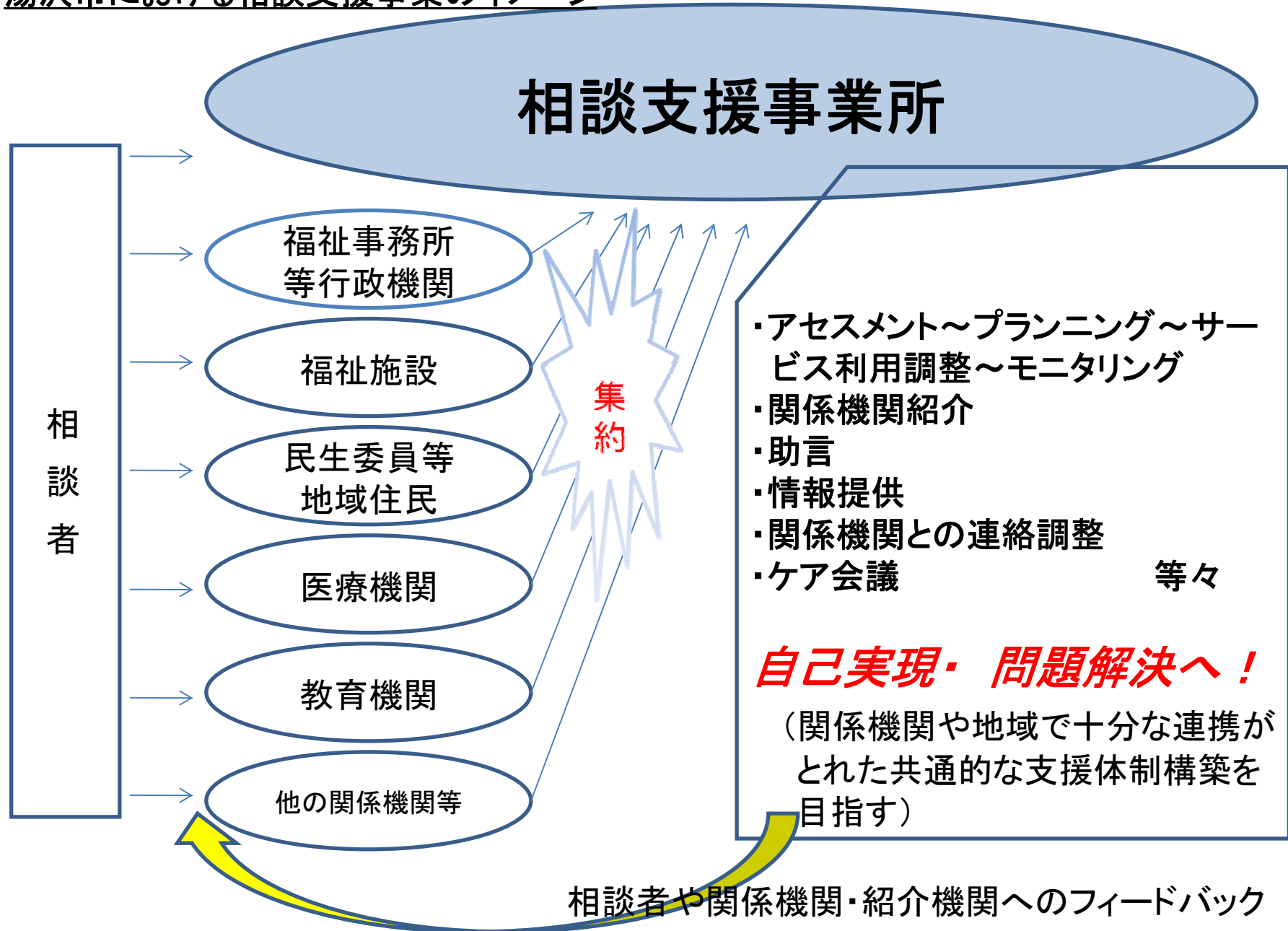
平成19年度

- ★湯沢市のみ委託：
相談員1名分の補助
(月に165,000円)に加え、
サービス利用計画作成を問
わず、訪問・来所相談・連絡
調整各1件につき2,500円の
請求が可能
- ★湯沢市は3事業所と委託契
約(当事業所は3障がい対応、
他は知的障がい・精神障が
いを主)
- ★他の市町村とは委託関係は
ないが、1件8,500円でサー
ビス利用計画作成や支援を行
うケースもある



- ★湯沢市・東成瀬村と委託契約:湯沢市
は相談員2名分の補助(月に165,000円
×2)に加え、サービス利用計画作成を
問わず、ケースに大まかでも支援のプ
ランニングを行い、重点的に支援を
行ったケース1件につき5,950円/月の
請求が可能。東成瀬村とは月に1回の
相談日の開催手数料(交通費)+サー
ビス利用計画費の契約
- ★湯沢市は2事業所と委託契約(当事業
所は3障がい対応、他は知的障がいを
主) *精神障がいの相談が増加
- ★他の市町村とは委託関係はないが、
1件8,500円でサービス利用計画作成や
支援を行うケースもある

湯沢市における相談支援事業のイメージ



湯沢市モデルの効果

- ★相談支援事業所を介することで、一定のサービス(支援)水準を保つ・一貫性を持つ
- ★各サービス事業所の完結型で終わらない本人の今後のライフステージや地域生活をとらえたトータルな支援体制へ
 - * サービス利用中断者への支援強化
- ★各事業所のオブザーバー兼相談役としても期待
- ★窓口がはっきりすることで住民や関係機関が戸惑わない

そこで…

<相談支援事業所としての考えたこと>

★相談しやすい環境の提供を

(だれもが相談しやすい状況 * 施設内の喫茶スペースを活用 * 障害への偏見軽減を)

★信頼される相談支援体制を

(専門性及び実践力の向上 * マネージメント力で勝負)

★中立・公平性を

(誘導や「事業所肥やし」はしない)

★主体的なマネジメントを

(見ないふりはしない。またエンパワメントを生かす)

★通所・入所施設の相談員とは違う自覚・業務を

(生活全般のコーディネーターで！)

★関係機関とのほう・れん・そうを

(地域で必要とされる事業所へ、ネットワーク形成を)

そんな中様々な課題が出てきた！

★相談支援業務の強化(マルチ・体系化など)が必要ではないか、事業所毎の差がある、関係機関の理解が必要だ、いろいろな情報がほしい、連絡調整が大変などなど・・・



自立支援協議会に期待しようじゃないか！

(ケース検討や役割分担・ネットワーク強化・切磋琢磨等ができる！)



←福祉事務所の思惑と一致 *地域包括的支援のエッセンス注入

相談支援事業所の集まり(意識共有)＋行政の下ごしらえ
(関係機関行脚・説明会)＋(考える)時間等から、

クライアントの状態を問わず生活全般を支えられる体制を
(地域包括支援ネットワーク協議会構想として始動)

相談支援事業所連絡協議会設立～

地域包括支援ネットワーク協議会設立発起人会～を経て、

平成20年3月26日

湯沢雄勝圏域地域包括支援ネットワーク協議会設立！

《ポイント》

- ・行政が相談事業所の思いを発散させてくれた
- ・広域圏で行うことで、近隣町村やその住民・関係機関も参加、期待できる
- ・介護保険サービスとの狭間に悩む住民や関係機関を巻き込んだ
- ・個人へ委嘱するのではなく、機関・団体へ委嘱している
- ・行政と相談事業所が同じ夢を持っている
- ・やらされているのではなく、必要性を感じてのスタートであった

設立以後、当事業所は事務局として活動・・・

具体的には：連絡調整・各部会を除く会議の開催等々

* 湯沢市・羽後町・東成瀬村からの事務委託費（年間36万円、3市町村で人口案分）をもらう形としている。

- 市町村は事務局会議・運営会議に参加するほか、バックアップ機関として各部会等参加。相談支援体制整備の責任主体としての役割であり、協議会や事務局、相談支援事業所を見守りまたは牽制する。また、必要に応じ助言を行い、災害対策や虐待問題等協議会の事業によってはメインで活動する

★以下①～⑫の資料は各部会のイメージとして作成（運営会議資料）。事務局は各部会に参加へ。

注）設立間もないため、一部構想上のものもあります

湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図

運営会議

協議会の重要事項の決定及び総合的な調整を行う。(必要に応じて随時)

事務局会議

協議会のエンジン部分。事務局、部会長等が横断的な協議を行い、協議事項等の連絡調整を行う。(部会・定例会前後)

部会

定例会

障害福祉計画専門部会

虐待専門チーム

災害対策チーム

災害や虐待、障害福祉計画など、極めて専門的な事項について対応する。(随時)

研修部会

児童支援・療育部会

地域移行支援部会

就労支援部会

相談支援・サービス管理責任者部会

部会のカテゴリーに関係する機関で構成し、地域全体の調整を行う。(随時・部会長が運営管理)

個別支援会議

各部会や各サービス提供事業所及び相談支援事業所(個別支援会議)等の情報や地域の課題等の情報交換をとおして情報を共有する。(毎月)

会議イメージ

運営会議 (26団体)

協議会の決定機関(全体会)。予算・事業計画・運営に関することを決定するほか、相談事業所の評価などを行う。当面は随時開催(概ね3ヶ月に1回)。協議会事務局が開催・運営する。地域の課題を整理し地域への提言をしていく。

定例会 (相談支援事業所及びサービス提供事業所、各部会長、市町村)

協議会事務局が開催・運営で毎月開催予定。湯沢雄勝圏域の場合は相談支援・サービス管理責任者部会を定例会とする。各相談支援事業所・事業所及び部会活動について最新情報の交換の場。個別支援会議をおこなったケース等の情報を共有し地域での課題も整理していく。

事務局会議（事務局、相談支援事業所、各部部长、市町村）

協議会のスケジュール管理等協議会の運営に関する連絡調整を行う。随時開催（概ね1ヶ月毎）。協議会事務局が開催・運営するが定例会の前後に、行う予定。

各分会（各構成機関）

各部部长が開催・運営する。毎月開催を予定し、内容は各分会で調整。具体的な構成員や活動内容については後述。

相談支援・サービス管理責任者部会

= 定例会

構成メンバー

相談支援事業所(やまばと園・ぱあとなあ・松風)、
 指定障害福祉サービス事業所(やまばと園・皆瀬更生園
 愛光園・ひばり野園・五輪坂ひなげしの里・かざぐるま作業所・
 ぱあとなあ・松風・いなかわ福祉会・みなせ福祉会・幸寿園・
 湯沢市社会福祉協議会・羽後町社会福祉協議会・
 東成瀬村社会福祉協議会・平成園居宅介護事業所)
 家庭相談員(湯沢市)、地域包括支援センター(湯沢市・
 羽後町・東成瀬村)、各部会長、湯沢市、羽後町、東成瀬村

ケース関係者・関係機関・団体・職種、
 スーパーバイザー
 等:例)医師・警察署・介護支援専門員在宅介護支援センター(地域型)等

具体的活動イメージ

- ①地域の要支援の情報の共有・サービス利用調整
- ②個別支援会議(支援困難例等)の開催
- ③地域におけるサービスの質の標準化を図る

サービスネットワークの形成、サービス利用調整、個別支援会議、虐待専門チームへの委員派遣、その他ワーキング等

協力機関

* 必要に応じ連携、招集

就労支援部会

構成メンバー

ハローワーク湯沢、湯沢市商工会議所、商工会(羽後・東成瀬)、
 就労支援サービス事業者(五輪坂ひなげしの里・湯沢工芸
 授産場・偕行塾授産場・ぱあとなあ・かざぐるま作業所・松風・
 やまばと園・ひばり野園)、障害者就業・生活支援センター、
 養護学校(稲川養護・横手養護)、相談支援事業所
 (やまばと園・ぱあとなあ・松風)

湯沢市
 羽後町
 東成瀬村
 事務局

バックアップ

労働基準監督署、
 職業訓練校、障害
 者職業センター、
 民間企業、保健所
 等

協力機関

* 必要に応じ連携、招集

具体的活動イメージ

- ①湯沢雄勝圏域の障害雇用の拡大、充実を図る
- ②就労訓練時の工賃アップや支援の質の向上

就労支援ネットワークの形成、地元企業への働きかけ、
 企業診断等による雇用拡大への取り組み、施設の作
 業受注や販路等拡大、個別ケース会議、その他ワー
 キング等

地域移行支援部会

構成メンバー

佐藤病院、入所型サービス事業者(皆瀬更生園・やまばと園・愛光園・ひばり野園・松風)、NPOビーイング・身体障害者福祉協会(湯沢市・羽後町・東成瀬村)精神障害者家族会「日の出会」、手をつなぐ育成会(湯沢市・羽後町・東成瀬村)、相談支援事業所(やまばと園・ぱあとなあ・松風)

湯沢市
羽後町
東成瀬村
事務局

バックアップ

在宅サービス提供事業所、不動産会社、アパート業者、建設会社、民生委員、各JA、等

協力機関

* 必要に応じ連携、招集

具体的活動イメージ

- ①施設や病院を出て、地域で自立し生活できる体制を整える。またそれに向けた入所・入院中の取り組み
- ②障害をもった方が安心して地域生活を送れることを目指す

長期在院患者減少への取り組み、施設から地域への働きかけ、退院・退所に伴う住宅確保等支援、住民理解・協力要請、個別ケース会議、社会資源への提言、バリアフリーへの取り組み、その他ワーキング等

児童支援・療育部会

構成メンバー

子育て支援センター(湯沢・いなかわ・おがち・皆瀬・羽後)、家庭相談員(湯沢市)、養護学校(稲川・横手)、民生委員(湯沢市・羽後町・東成瀬村)、手をつなぐ育成会(湯沢市・羽後町・東成瀬村)、教育事務所、やまばと園、ぱあとなあ、NPOビーイング

湯沢市
羽後町
東成瀬村
事務局

バックアップ

児童相談所、教育委員会、主任児童委員、各保育所、民生委員、保健センター、警察所、医療機関 等

協力機関

* 必要に応じ連携、招集

具体的活動イメージ

- ① 支援が必要な児童(保護者)の情報共有と支援体制の強化。
 - ② 地域の療育機能強化を図る
- 要支援児童の情報収集、住民理解・協力要請、個別ケース会議、療育プログラム検討・調整、虐待専門チームへの委員派遣、利用調整、その他ワーキング等

虐待専門チーム

構成メンバー

地域包括支援センター(湯沢市・羽後町・東成瀬村)
 医師会、湯沢市(児童相談員・健康対策課)、
 羽後町(各担当)、東成瀬村(各担当)、民生委員、
 介護支援専門員協議会、各部会選出委員
 (相談支援・サービス管理責任者部会・
 児童支援・療育部会)

左記以外の
 協議会委員
 事務局

バックアップ

児童相談所、各児童福祉施設(保育所含)、介護保険サービス事業所、在宅介護支援センター、教育関係機関、婦人相談所、母子支援施設、警察所、医療機関、司法関係者、専門家

具体的活動イメージ

- ①地域の虐待情報の集約・共有(通報)
- ②虐待予防へむけた取り組み

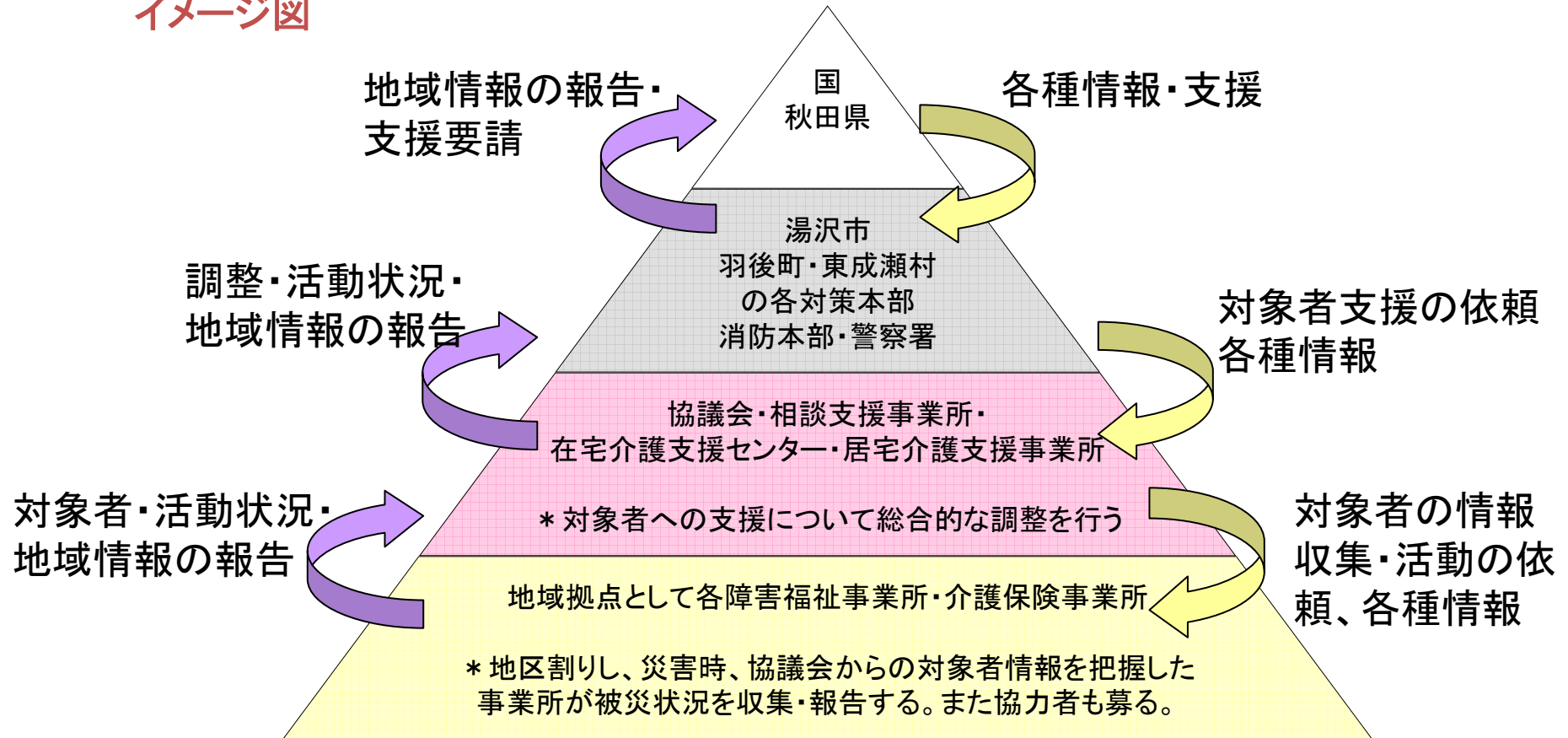
地域における児童・高齢者・障害者・配偶者への虐待情報の集約、個別ケース会議、通報等対応(介入)、虐待を早期発見できる体制づくり、先進地視察、その他ワーキング等

協力機関

*必要に応じ連携、招集

災害対策チーム

イメージ図



- * 地域の介護保険事業所との調整が必要
- * 事前のイメージ共有やルールが必要
- * 災害を想定した訓練等も計画



市長村を主に調整

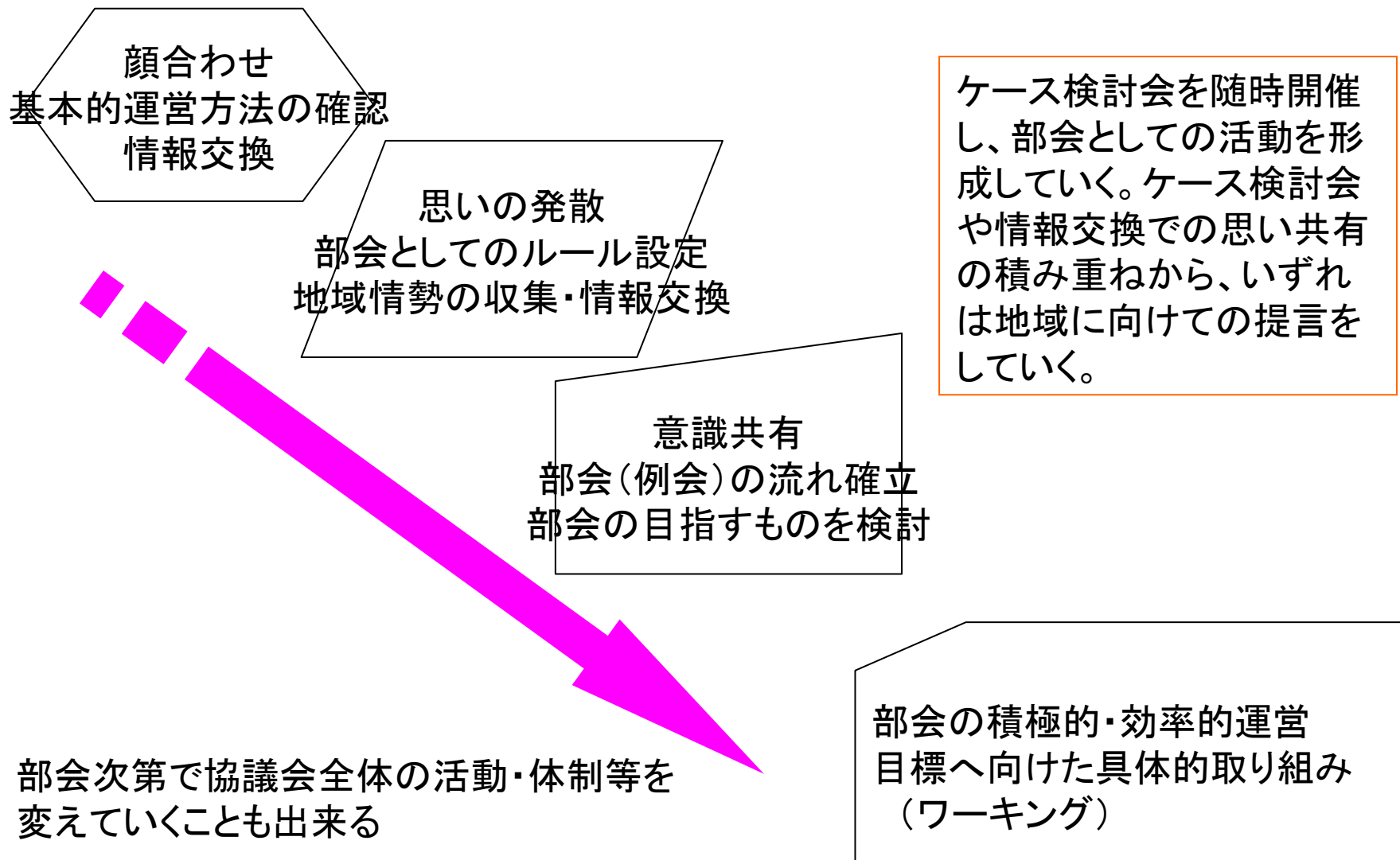
研修部会

運営会議で部会長を選抜（年度毎）。その部会長を中心に構成員を招集し年1回以上、地域を対象とした研修会を開催する。運営委員・事務局が全面的にバックアップする。

障害福祉計画専門部会

市町村で策定される障害福祉計画へ積極的に参加する。具体的には協議会での各部会活動やワーキングで共有した湯沢雄勝圏域の情報を提供し、計画策定（及び分析・モニタリング）へ向ける。また、策定委員には運営委員が入ることが予想される。各部会がワーキングを含め全面的にバックアップしていく。

部会発展のイメージ



絵に描いた餅で終わらないために

- ・協議会運営も効率を考えて行きましょう
→効率化へ向けたいろいろな意見を出して下さい
- ・「できない」ではなく、「こうしたら出来る」「こうしたい」での会議を
→「地域が〇〇であれば良い」と夢を語る場で
- ・1委員(事業所・団体)1役以上を
→みんなで作りあげ、負担も分かち合いましょう
- ・協議会をじっくり育てていきましょう
→効果はすぐには現れません。やれることからやりましょう

見えてきたもの・・・①【協議会の活動から】

- 各市町村や各関係機関、各事業所等の意識や思い、支援内容(質も含む)の差が大きい
- 個別のケースを通して考えさせられる部分が多い
 - 例: サービスやシステムの必要性・地域の課題・求められる対応・住民ニーズ・福祉関係者としての資質などなど
- ケアマネージャー的役割や相談窓口を求める声が多い(サービス提供事業所より)
 - * これまでの縦割りサービスを横断的に見れる視野を持った地域の調整役が求められている
- 1人のクライアントを取り巻く問題は様々である
 - * 再確認→包括的支援の必要性を痛感
- 効果が表れる、形ができるまでには時間がかかる
 - * 共通意識を持つだけで大変。広域だとさらに。

見えてきたもの・・・②【相談支援事業所として】

- 相談支援事業所への負担が大きい

(職員配置・人材育成・時間等々:湯沢市モデルは特に)

- 相談支援事業所としてのクオリティを上げていくことが必要であるとともに事業所間の格差を是正する必要性がある

(どこまで支援していいかわからない。まして包括的支援では特に。行政との話し合いや研修会、さらなる広域でのコンセンサスや調整が必要。)

- 行政の協力が不可欠

(信頼関係をベースにした連携が不可欠。また、行政が方針があまりない大変なこと・・・)

最後に・・・市町村の皆様へ

- 地域の相談支援事業所を信頼してください
(地域や相談事業所を育ててください！)
- 責任やクライアントを丸投げしないでください
(責務を忘れないでください。共に頑張りましょう)
- ともに夢を語りましょう
(やらされている感覚ではなく、問題の共有・連携を！)